

UCカード<プライズ>会員規定

UCカード<メイン>会員規定

第1条(導入法人)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)に対し本規定及びUCカード会員規約(以下「会員規約」と称し、本規定と会員規約を合わせ、以下「規約等」と称します。)を承認のうえ、カードの利用を申込みいただき、当社が導入を承認した法人または団体(以下「法人」と称します。)をUCカード<プライズ>及びUCカード<メイン>導入法人(以下「導入法人」と称します。)とします。

第2条(管理責任者)

当社は、導入法人に対して、導入法人を代表してカード使用者の入会申込み、諸変更手続き、退会手続き及び両者の連絡調整を担当する管理責任者の選定及び届出を依頼する場合があります。その場合の入会申込手続きは、当社所定の入会申込書に管理責任者の届出印を捺印のうえ管理責任者が行うものとします。

第3条(会員資格)

1. 規約等を承認してカード利用の申込みをし、当社がカード利用を承諾した方を本人会員とします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。
2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について規約等の適用があることをご承認のうえ本人会員の代理として指定して申込みをし、当社が適当と認めた方とします。
3. 本人会員は、家族会員のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担します。

第4条(年会費)

会員規約第3条に定めるカードの年会費は本カードについては適用せず、当社と導入法人との間で別途取り決めるものとします。

第5条(会員資格の喪失)

1. 本人会員、家族会員(以下両者を「会員」と称します。)は、会員規約に定める退会及び会員資格の取消しの条項に加え、以下の条項に該当する場合は会員資格を喪失し、速やかにカードを返却するものとします。
 - (イ) 本人会員が導入法人を退職した場合、または導入法人の社員資格を喪失した場合。但し、当社が認めた方についてはこの限りではないものとします。
 - (ロ) 導入法人が会員のカード使用を取消す旨、当社に届け出たとき。
 - (ハ) 導入法人と当社とのUCカード<プライズ>及びUCカード<メイン>に関する基本契約が解除されたとき。
2. 会員は会員資格を喪失した場合、その旨を当社が導入法人へ通知することができるものとします。

第6条(本規約の変更等の準用)

会員規約第20条(規約の改定並びに承認)の規定は、本規定の変更について準用します。この場合において、会員規約第20条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本規定」と読み替えるものとします。